

# 「ケアの倫理」が私たちに問いかけるもの —規範倫理学に対するギリガンの挑戦—

丹 木 博 一

## 概要

キャロル・ギリガンは、従来の道徳性の発達心理学に対して、発達段階を評価する尺度そのものにジェンダーバイアスがかかっていることを指摘し、女性の道徳性の発達に対する一般の理解を一新させた。センセーションを巻き起こしたその問題提起は、道徳性の発達心理学の領域にとどまることなく、規範倫理学の世界にも大きな影響を及ぼし、今日「ケアの倫理」は無視することのできない確固たる地位を占めるに至った。ギリガンの主張は広く知られるにつれ賛否両論の渦を巻き起こし、その意義をめぐって今日なお活発な論争が繰り広げられている状況である。本稿では、ギリガンの議論の概要を紹介した上で、予想される誤解を退け、正義の倫理とケアの倫理の関係をどう理解すべきかを検討することを通して、規範倫理学に対するギリガンの挑戦の本来の意味を明らかにしてみたい。併せて、ギリガンが提起した問いの射程をケア論にまで広げ、ケアはいかにして可能かという基本的な問いに対するギリガン独自のまなざしの意義を確認してみたいと思う。

## 1. 道徳性の発達に関するギリガンの主張の意義

従来の発達論およびライフサイクル論においては、女性は男性に比べ、その発達には劣ったところがあると見なされてきた。キャロル・ギリガンは、道徳的問題に関して女性を対象としたインタビューを行い、その内容をていねいに分析することによって、こうした見方には大きな問題があり、問われなければならないのはむしろ心理学者の理論に潜む価値規範の歪みではないかと主張した。

彼女によれば、人間のライフサイクルという構想は「考察者の立ち位置次第で左右される」(61/5)ものだが、学者たちは「男性の目を通して人生を見る」(63/6)ことに馴染んでしまったため、これまでは従来の理論に偏りがあることを自覚することができず、その結果ライフサイクル論において女性はいわば食み出しものとして扱われ、女性の発達には男性と比べて見劣りするところがあると判断されてきた。ギリガンはこう考える。

生まれたときから、ひとの育てられ方は性別によって異なる。ギリガンによれば、「男ら

しさが母親からの分離 (separation) を通して定まる一方で、女らしさは母親に対する愛着(attachment)を通して定まる。そのため、男性としてのアイデンティティが親密性によって脅かされるのに対して、女性としてのアイデンティティは分離によって脅かされる。こうして、男性は人とかかわることが苦手で、一方、女性は個人として自立することが難しくなりがちになる」(68/8)。しかし従来の発達心理学では、このような違いが十分に顧慮されることなく、分離の程度を目安にして発達段階が論じられてきたため、分離が達成できない女性は発達し損なっていると判断されてしまったのである。

例えば、対人関係における情動的葛藤に焦点をあてて独創的な発達論を構築したフロイトは、「母親たちに対する前エディプスの愛着を女性たちが引きず」(64/6) っており、「明晰なエディプス・コンプレックスの解消を志向しない」(64/6) と見なしたため、女性における超自我の形成については明確に論じられることがなかった。しかしそれは、ギリガンによれば、フロイトが「超自我ないし良心の形成を去勢不安に結び付けてしまった」(64/6) がゆえの帰結なのである。

フロイトの着想を引き継ぎ、対人関係における心理的危機を発達の契機と見なして、ギリガンに多大な影響を及ぼしたエリクソンもまた、分離によるアイデンティティの形成が親密さに優先し続ける男性のライフサイクルに範をとったために、女性について「『内面』を埋め、空虚と孤独から救ってくれる男性をひきつける準備をするうちに自分のアイデンティティの形成という課題を棚上げしてしまう」(74/12) のだと評価してしまう。エリクソンには、「愛着が発達の障害であるかのように見えてしまう」(75/12f.) ののである。

ギリガンが特に詳細な批判的分析を行ったのは、彼女の師であったコールバーグによる道徳性の発達についての理論であった。コールバーグがその理論形成を行うための面接実験では、いわゆる「ハインツのディレンマ」の事例が用いられた。ハインツという男性がいる。その妻はいま重病にかかっており、妻の命を救うにはある薬がどうしても必要だが、ハインツは自分の資力ではその薬を買うことができない。妻を助けるには、薬屋にしびこんで高価な薬を盗むほかに手立てはないと想定されているとき、ハインツは盗むべきか否か。コールバーグは、こうした問いを 11 歳の子どもたちに提示し、どう答えるかを聞き出した。

ジェイクという男の子は、いのちはお金よりも尊いからという理由で盗むことを肯定した。その際、ジェイクは法律を安易に無視したわけではなく、法律の意義は認めた上で、法律といのち双方の価値を比較して価値の高いものを低いものより優先するという判断を正当化しようとした。何が正しいかについて、法的慣習のレベルを超えた普遍的なコンセンサスがあるはずだと彼は考え、これもその例だという風に推論したわけである。

コールバーグは、道徳の問題を「権利と規則の問題」として捉えた上で、表 1 のような道徳性の発達段階論のモデルを展開している。「この少年の判断は、コールバーグの尺度で見ると、第三段階と第四段階の混在した慣習のレベルにあるものと評価される。一方で、ジェイクの回答に見られる、モラル・ジレンマの解決に演繹的な論理を持ち込む能力、道徳性と

法律を区別する能力、そして、法律がいかに間違いうるかということを考える能力は、コールバーグが道徳性の成熟とみなした、正義に関する原理的な構想をも示している」(103/27)。つまり、公正性を原理的に捉えようとする脱慣習的なレベルへの萌芽をはらんだものとして評価されたのである。

表1 コールバーグによる道徳性の発達段階論

レベル	段階	視野	内容
前慣習的	①	個人的	罪と服従の段階
	②		報酬と取引の段階
慣習的	③	社会的	対人的同調の段階
	④		法と秩序の段階
脱慣習的	⑤	普遍的	社会契約と個人の権利の段階
	⑥		普遍的な倫理的原理の段階

これに対し、同じ歳のエイミーという女兒の答えは直線的には進まない。盗んではいけないけれど、奥さんを死なせてもいけないという状況を前にして戸惑う。盗んではいけない理由は法が禁じるからというというより、盗んだハインツが捕まって刑務所に送られてしまうと、妻の病気は一層重くなるかもしれないという人間関係的・文脈的なものだった。エイミーは世界を自立した個人からなるというより、愛着による繋がりからなるものと捉え、規則のシステムによってというより、人間関係によって結びつけられていると考えた。こうした関係はしばしばディレンマを生むため、彼女は自分の考えについて問いただされると、うろたえたり、混乱したりする。それゆえに、コールバーグは、ジェイクに比べて「成熟していない」と判断し、エイミーの道徳判断は、第二段階と第三段階の間を揺れ動くものであり、「男子に比べて、成熟度において丸々一段階分も低い水準にある」(108/30)と見なしたのである。

コールバーグの道徳発達段階論では、抽象的なルールおよびその適用という思考法の習得が基準となっているため、ジェイクの方が発達度においてエイミーよりも優れていると見なされた。しかし、人間関係への洞察と配慮という基準を別に設けるなら評価は異なってくるはずであり、コールバーグがこのことを考慮に入れなかったのは女兒に多く見られる心的傾向への無理解による、というのがギリガンの批判だった。ギリガンによれば、エイミーは、このジレンマにおける問題の発生理由について、「薬剤師が自身の権利を主張しているからではなく、むしろ薬剤師が他者のニーズに応答できていないからだ」と考え(105/28)た。ギリガンは、他者のニーズにどのように応答すべきかという観点がもっと重視されるべきであり、諸権利の間の葛藤だけでなく、さまざまな責任の間の葛藤にも目を向けるべきだと論

じる。そして、その葛藤を克服するためには、互いに立場を異にする人たちの複数の声に耳を傾け、そのニーズに心を配り、文脈や状況を踏まえた物語的思想を形成することが求められるはずだ、と論じるのである。「エイミーの目にジレンマの登場人物たちは、自分の権利を勝ち取るために敵対する人びととしてではなく、全員が拠り所としていて維持しなければ困ってしまう関係性のネットワークを共有する人びととして映っていた」(109/30)。人は誰しも、誰か他の人に対して依存しており、相互に依存関係のうちにある。とりわけ傷つきやすい人たちは、行為選択によってどれほどの影響を受けるかという点で特別に配慮されるべき存在である。こうした人たちの利害関心を考慮するためには、具体的状況とその文脈の詳細に注意を払うことが必要であるとギリガンは論じ、「ケアの倫理」を提唱したのである<sup>2</sup>。

コールバーグが男性によって主導された価値規範を相対化することができなかったのに対し、ギリガンがそれを見抜きえたのは、「もうひとつの声 (a different voice)」に気づくことができたためである。「もうひとつの声」は男性的な正義の倫理が幅をきかせている社会のなかではどうしても抑圧されざるをえない。そのため当事者自身でさえ自分のなかの声を押し殺してしまい、それに気づくことが難しく、たとえ意見を求められたとしても、なかなかはっきりした声にはなりにくい。かりに自分のなかの声に気づいたとしても、それをどう表出してよいのか分からないことも多く、表出したとしても簡単には理解してもらえないため、発言はどうしてもたどたどしいものになりがちである。その結果として個人の自立と権利を重視する価値観が支配する社会のなかでは、女性たちが抱えるこうした困難にはなかなか気づくことができないのである。

道徳性の発達に関する判断基準そのものに大きなバイアスがかかっているという指摘は、学問上の問題にとどまるものではなく、社会のあり方そのものを問い質すことにも繋がっていく。ギリガンは何よりも「家父長制 (patriarchy)」に対する痛烈な批判を展開しているが、その姿勢は、彼女が新訳日本語版への寄せ書きのなかで、ロウ対ウェイド裁判の連邦裁判判決（つまり女性による妊娠中絶の選択権の承認）が2022年に覆されたことに言及し、「変革が今まさに振り出しに戻されようとしている」(8) と強い危機感を表明しているという事実のうちにも明白に示されている。ただし彼女の異議申し立てはパターンリズムに対してだけでなく、個人の自己責任を強調するネオリベリズムの社会に対する断固たる反対表明としても捉えねばならないだろう。

では、ギリガンは従来の理論に替えて、いかなる発達段階論を展示しえたのだろうか。ギリガンは、インタビューした女性たちに共通しているのが、「他者を傷つけない」という望みと、道徳は誰も傷つかない形で葛藤を解消してくれるのではないかという期待」(179/65)であることを指摘している。「道徳的な人間とは、他者を助ける人のことである。善とは奉仕であり、他者に対して負っている自身の責務と責任をまっとうすることである」(180/66)。しかし現実の社会に生きてると、他者を助けるためには自分自身を傷つけるという代償を負わなければならないというディレンマにぶつかることも少なくない。ギリガ

ンは、こうしたディレンマに直面したときに女性たちはどう判断するかを検討するため、妊娠中絶をめぐる葛藤を抱えた女性たちに対するインタビューを行った。その分析の結果、3つの段階と2つの移行段階に区分される独自の発達図式を提示するに至ったのである。

サラという25歳の女性に対するインタビュー内容を例にとりて説明してみたい。サラにとって中絶は2度目の経験であった。最初の妊娠に気づいたのは、恋人が自分のもとから立ち去ってからだ。中絶は、恋人に捨てられたことへの怒りの表明であると同時に、浄化と安堵をもたらすものだったという。しかし後から振り返ってみると、そのときは人生のどん底だっただよように感じられる。自分で人生の舵取りをしたいと思いつつも、恋人が戻ってくるとまた関係をずるずると続けてしまう。その結果、2度目の妊娠をすることになったが、妊娠に気づいたサラは当初大喜びするものの、恋人から産むなら別れると告げられると、再び中絶を検討するようになる。

しかし選択に伴う責任から逃れたいという思いから、何度も医療機関に予約を入れはするものの、実際に出向くことはできない。育児のための必要な資金の給付を申請して断られるなら、中絶は自分のせいではないと思うことができるとも考え、福祉課に申請したところ予想に反して認可されてしまう。こうして失望のなか自分で決めるという責任を負わざるをえなくなったサラは、自分を傷つける悪と子どものいのちを終わらせる悪という二つの悪の間のジレンマにぶつかる。

最初は、子どもを産めば自分の孤独が癒されるし、子どもに愛情を注いでひとりで育てる姿を示すことができれば周りから称賛されるかもしれないと考えるが、反対に産めば恋人は自分から離れていき、両親からも嫌悪されるに違いない、育児のために今の仕事を失えば自立も困難になり、かえって孤独になることは避けられないだろうとも思われてくる。さらには2度目の中絶という無責任で身勝手な行動をとってよいものだろうかと思悩む一方で、自分の罪を軽くするために子どもを世に送り出すこともまた身勝手なことではないかと、サラには思えてくる。

これまでサラは、善い人とは忍耐強く自分のことを犠牲にして他者に仕える人だと考えていた。しかしこの考えには問題があることが次第に理解されるようになってくる。罪悪感を軽減するために他人に仕えようとすると、「後になって裏目に出るんです。自分が何かをしてあげている相手の人たちに対して、憤慨の念を大いに抱くようになってしまいます。そして結果として関係性に亀裂が入って、いずれ関係性が崩壊することになります」(234/93)。

以前には、中絶は、責任のある人にならずにすむ「逃げ」として理解され実行されたが、今は「よい気持ちはしない」ものの、他者と自己に対する責任の取り方の一つとして自覚化されている。「この子どもを産んだところで、まったくもって、私自身のためにも、この子のためにも、世界のためにもなりません。子どもを通して、世界に負っている架空の負債を返済する必要はないんです」(233/92)。「私がしたいことをして、なんて私は身勝手なんだろうと罪悪感を持つのではなくて、それが人の生き方としてとても普通のことだと気づくん

ですよ」(236/94)。自身を犠牲にしてかろうじて成り立つような関係性のうちでは、子どもを生かすことができないことを悟り、サラは状況を新たな視点で捉え直す。自分は状況によって作り出された被害者ではなく、自分の身に何が起きているかはっきりわかっているという自覚が芽生え、思っていたよりも自分には大きな力が備わっていることに気づけるようになる。こうしてサラは、自分を犠牲にして他者の期待に応えるのではなく、真実のつながりのために何ができるかを考えるようになる。自他を傷つけずに行為することなど、この状況ではできないと気づいたときに、転機が訪れる。「私自身への責任」(236/94)が自覚化されるのである。こうしたことは、人生の危機的状況が挫折や退行の危険をはらみつつも、反対に成長の機会にもなりうることをギリガンは指摘している<sup>3</sup>。

コールバーグが道徳的問題を「権利と規則の問題」として捉え、形式論理的に解決を導くことができるものと想定していたのに対し、ギリガンは女性たちの道徳的葛藤のポイントが「関係性におけるケアと責任の問題」(195/73)であることを指摘し、道徳的発達を「責任と関係性についての理解の仕方の変容」として捉えるのである。その結果、導き出されたのが、表2に示す発達段階論である。

表2 ギリガンによる道徳性の発達段階論

レベル	「責任」の理解	説明
①前慣習的	自己中心的 利己心	生存を確保するために自己をケアすることに焦点を当てる自己中心的段階。「すべき=したい」の段階。道徳は社会から課される拘束と見なされる。例：自分が孤独から免れるために子どもを産む。
移行段階	利己心から 責任へ	自己中心性が自覚され、それに批判のまなざしが向けられる。責任という概念が芽生える。移行を引き起こすのは、他者への愛着やつながりの問題である。例：妊娠を継続するとかえって孤立が増大することに気づき、産むことの責任を自覚するようになる。正しいことをする可能性をもった自己の概念が形成される。
②慣習的	責任=自己 犠牲	「善さ」=他人にケアを示す段階。社会的価値を受け入れ自分も社会の一員であることを自覚するが、自己犠牲を善と見なしてしまう。ケアを受ける対象を他人に限定し、自分のことを排除してしまう。例：自己主張が人を傷つけることと見なされ、依存とケアの板挟みに陥る。
移行段階	善から真実 へ	自己犠牲の道徳が吟味されるようになり、「善さ」から正直や真実へと目が向けられるようになる。 ※反対に②から①に逆戻りしてしまうこともある。

③脱慣習的	人間関係の 真実	人間関係の力学に焦点が当てられる段階。慣習が人を傷つける力を持つことに気づく。他人と自己の結びつきに対して新たな見方が形成されて、自己中心性と責任の間の緊張がほぐれてゆく。例：中絶に関する決定において自分自身のこともそこに含める。
-------	-------------	---

表2に見られるように、前慣習的、慣習的、脱慣習的という視点に基づいて発達段階を分類する着想は、コールバーグをそのまま踏襲しているが、発達レベルの記述内容はコールバーグとは全く異なる。ギリガンは、社会的慣習が女性に自己犠牲を強いるものであるため、それに応じることを善と見なしてしまう段階から抜け出し、自分のことをもケアできるようになり、他者との真実の関係構築に向けて自己決定する力をもつことこそが、到達すべき発達段階だと考えたのである。ギリガンは、女性が道徳性を意識すると、自分の利害を考慮から外してしまいがちになるという事実を重く受け止め、その事実を発達段階論のなかに組み込もうとした。ギリガンは、従来の発達論に対する異議申し立てを行っただけでなく、抑圧された者を解放する論理を展開したことになると言えよう。

『もう一つの声で』というタイトルは、抑圧されてきた声の存在に気づき、その声に耳を傾けよ、男たちは依存せざるをえないものへのケアの価値を抑圧してきた事実を認めよ、社会的価値規範としてケアの意義を重視することを学べ、といった訴えを意味している。それはまた、女性に対しては自分の内なる声に気づき、声を上げることを恐れるな、というエールでもあった。

しかしこうしたギリガンの理論は、フェミニストたちから、女性が社会のなかでケア役割を担うものであるという通念を反対に強化してしまうことにならないか、性差を本質論的に固定化してしまうことにならないかといった疑念を抱かれる結果となり、批判の矢面に立たされた。しかしそれがギリガンの真意でないことは言うまでもない。ギリガンが意図したのは、発達段階を評価する尺度そのものが社会の歪んだ価値規範に根差していることを批判し、「女性の発達をより明確に表象すること」(58/3)によって、「人間の発達に関する理解を拡張する」(58/4)ことであった。女性が行うのであれ、男性が行うのであれ、ケアは社会において不可欠の条件であるにもかかわらず、その意義が軽視されていることを問題視したのであって、ケア労働を女性に割り振る性別分業の固定化を意図したわけでは決してない。2011年に出版された『参加への抵抗』のなかで、ギリガンは改めて家父長制を非難する。「一部の男をほかの男たちの上に置き、すべての男を女より上に置くことで、家父長制は支配秩序たりえている。しかし、父を母と娘、そして息子からも分離し、人間の特性を男らしさと女らしさのふたつに分けることで、家父長制は精神のなかに亀裂をつくりだし、あらゆる人間をその自己の一部から切り離してしまう」<sup>4</sup>。こう前置きをした上で、ギリガンは、「家父長制的な制度の枠組みのなかでは、ケアは女らしさの倫理である」が、しかし「民主主義的な

粹組みのなかでは、「ケアは人間の倫理である」<sup>5</sup> とはっきり述べている。ケアを女性の持分と見なすことは、決してギリガンの本意ではなかった。そのような誤解を産んだ社会の歪みこそをギリガンは批判しているのである。あくまでもギリガンが主張しようとしたのは、「ケアとケアリングは女の課題ではなく、人間の関心事」<sup>6</sup> だということなのである。

## 2. 現代の倫理学における「ケアの倫理」の位置づけ

以上見てきたように、ギリガンが異議申し立ての直接の標的としたのは、道徳性の発達に関する従来の評価尺度であったが、しかしその影響は発達心理学の領域に止まることなく、現代倫理学の動向に対しても多大なるインパクトを与える結果になった。次に、その意味を簡潔に整理してみたい。

現代の倫理学の展開は、大きく括れば、以下の3つの領域に分けられる。

表 3 倫理学の分類

メタ倫理学 (metaethics)	倫理的概念や判断の意味を考察する。
規範倫理学 (normative ethics)	倫理的に正しい行為の規範を問い求める。
応用倫理学 (applied ethics)	具体的な倫理的問題の解決を模索する。

20世紀のなかばまで、観察によって真偽の検証ができない判断は無意味だとする「論理実証主義」が幅を利かせていた。「彼が行ったのは悪いことだ」といった道徳的言明は、観察によって真偽が決定できるものではないため、無意味と見なされた。そのため、倫理学の中心と目される「規範倫理学」の試みは、長い間停滞していた。

しかし、実際の生活のなかで用いられる倫理的言明は決してナンセンスだとして切り捨てることはできないため、事態の記述とは異なった意味があるはずだと考えられ、道徳的な概念や判断の意味とは何かを問う「メタ倫理学」の企てがさまざまな展開を遂げた。例えば、それは発話者の情動の表出であるとか、聞き手への指令であるといったような主張がなされたのである。

他方、現実の社会においては、科学技術の発展や経済状況の変転に伴い、従来予想だにできなかったさまざまな倫理的問題が新たに浮上し、それらの問題と向きあわざるを得なくなる。特に1960年代になると生命倫理、環境倫理、情報倫理といった具体的な問題に取り組む「応用倫理学」が次々に登場し、その議論の展開には目覚ましいものがあった。

そのような倫理学の状況のなかで、倫理的に正しい行為の規範とはいかなるものかを探究する「規範倫理学」の試みとしては、最大多数の最大幸福をモットーとする功利主義のみが支配的地位を占めていた。停滞気味だった規範倫理学の状況に一石を投じ、議論の状況を一



変させたのが、1971年に出版されたジョン・ロールズの『正義論』である。ロールズは、独自の契約説に基づき自由と平等を共に実現可能にする正義の倫理学を堂々と打ち出してみせた。彼のアイディアは、私たち一人ひとりが無知のヴェールに覆われ、自分と他者の能力や立場に関する知識を一切持っていなかったとしたら、どのような社会的合意が為されるだろうかと考えてみるところにあった。そのさい私たちは、最悪の状態に陥ることを最大限回避しようとするはずであり、その結果、少数者の犠牲を容認する功利主義を採用することはなく、代わりに表4に示す正義に関する二つの原理を承認するだろうと主張した<sup>7</sup>。

表4 ロールズによる正義の二原理

第一原理	平等な自由の原理	各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。
第二原理	(a) 格差原理 (b) 機会均等理	社会的・経済的不平等は次の二条件を充たすように編成されなければならない。 そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること。 全員に開かれている地位や職務に付随すること。

ロールズの独創的な理論によって、功利主義だけでなく、契約説が表舞台に登場することになり、それと同時に、ロールズに強い影響を与えたカントの義務論の考えが現代的解釈を通して復権を遂げる一方、ロールズの格差原理に反対するリバタリアニズムの立場が展開されるなど、規範倫理学および政治哲学の動向はにわかに活況を呈するようになった。こうして社会全体の福祉の向上を目指す功利主義、自由を理性による自律として捉えるカントの義務論、自由と平等の両立を模索するロールズの契約論、個人の自由と私的所有権を何よりも尊重するリバタリアニズムなどが凌ぎを削る議論状況が準備されたのである。

そんななか 80年代になると、イギリスのアンスコムという女性哲学者が、現代の規範倫理学はどれをとっても不十分であり、むしろ古代ギリシアのアリストテレス (B.C.384-322) の倫理学にこそ瞠目せよという提言を行って、学界を揺るがせた。アンスコムによれば、義務倫理学や功利主義は、誰にでも、どの状況にでもあてはまるような原理や原則を立てて、それを基準として倫理的是非を判定するという点で、共通の志向を有する。しかしそうした普遍的な原理は、具体的な状況の中では全く役に立たないというのである。

近代以降、社会の世俗化が進み、価値観の多様化と変動が進むなかで、年齢や経験とは関わりなく万人の平等を掲げ、行為の正しさの根拠を提示する倫理学の構築が目指されるようになり、中庸を特徴とする人柄のよさ＝徳(勇気、節制、正義、知恵などの卓越性)の形成を重視するアリストテレス的な伝統は役立たずの遺物と見なされる傾向にあった。そこにアンスコムは堂々と異論をつきつけたのである<sup>8</sup>。

アリストテレスは、豎琴をひくことで豎琴弾きとなるように、正しい行為をなすことによって正しい人になると述べ、徳の獲得を技術の修得になぞらえ、自分を習慣づけることの重要性を強調し、状況の個性にふさわしく対応できるようになることを求めた。有徳な人物になるには、有徳な行為を行うしかない、という考えは一見すると循環に見えるが、求められているのは人間としての成熟である。成熟にはこれで十分といった基準はなく、成熟の過程で実践知が培われていく。実践知を会得することによって、ひとは熟慮し適切に行為選択ができるようになっていく。ひとが倫理的判断を下すときに、義務倫理学や功利主義といった普遍的な原則を思い浮かべることはないだろう。ある行為の倫理的是非を問うときには、自分の尊敬する人だったらどう振る舞うだろうかと考えるのではないか。それこそが、徳倫理学の発想である。義務倫理学や功利主義が普遍主義をとるのに対し、徳倫理学は個別主義をとる。徳倫理学では、価値規範は具体的な状況下で為された日々の行為を通して形成される個々人の「性向（エトス＝disposition）」のうちに内面化されるのである。

こうして、図式化してみるなら、規範倫理学の状況は以下のような3つの立場が競合する事態になったと言える。

表5 主な規範的倫理学理論の分類

義務論	道徳的に正しい行為＝動機の正しさ＝義務に従う＝普遍的道徳法則に従う
	代表者：カント、ロールズ、コースガード、ハーマン、オニール etc.
功利主義	道徳的に正しい行為＝結果のよさ＝最大多数の最大幸福＝快樂計算
	代表者：ベンサム、ミル、シジウィック、ヘア、シンガー、ブランド、etc.
徳倫理学	人柄のよさ（徳・卓越性）＝習慣づけ（教育）のよさ＝中庸としての徳＝思慮
	代表者：アリストテレス、ヒューム、アンスコム、マクダウェル、マッキンタイア etc.

このような状況のただなかにおいて80年代末に登場したのが、ギリガンの「ケアの倫理」である。これまで見てきたように、ギリガンの挑戦は、直接に倫理学や政治哲学の領域から突きつけられたものではなく、道徳性に関する発達心理学の領域からの問題提起であったにもかかわらず、その理論は、倫理学の領野にも多大な影響を及ぼすに至った。ギリガンは、従来の「正義と権利」という価値規範に対して、「ケアと責任」という価値規範を対置させ、前者の規範の相対化を図ろうとしたからである。発達心理学に関する提言と規範倫理学に関する提言との相関関係は、表5のように整理することができよう。

表5 従来の視点とギリガンの視点の対比

	従来の理論の視点	ギリガンの視点
道徳性の発達心理学	分離の達成	愛着の継続
規範倫理学	正義と権利	ケアと責任

ケアの倫理を新たに提示することによって、正義の倫理を相対化しようとするギリガンの企ては、やがて正義という価値規範とケアという価値規範の関係をどう捉えたらよいかという問題を引き起こし、この問いをめぐってさまざまな見解が提起された。ギリガンのいう「正義の倫理」という言葉は直接にはコールバーグの発達心理学の立場を指しているため、それが規範倫理学のなかのどの理論を指すかについては検討の余地があるが、ここでは暫定的に、ロールズの契約論を含む「義務論」の考えを中心にし、そこに「功利主義」の視点をも組み込んだものと理解して論を進めることにする。

議論を進めるに先立って、改めて確認しておきたいことがある。ギリガンは「ケアの倫理」と「正義の倫理」をそれぞれ女性と男性のアイデンティティとして同定したわけではなかった。そのため、抑圧的な社会構造を無批判に受け入れてしまう結果になるのでは、というフェミニズムの立場からの疑念や非難は当たらない、ということである。先にも指摘したようにギリガン自身は初めから性差の本質論など唱えてはいなかったからである<sup>9</sup>。

では、正義とケアの関係は相互にどのように位置づけられるのだろうか。岡野八代によれば、これまで、表6に見られるような4つの試みが企てられてきた<sup>10</sup>。

表6 正義とケアの関係に関する捉え方の分類

①正義一元論	リベラリズムが要請する義務を中心に据え、ケアを親密圏の問題として、補助的に正義の倫理に組みこむ。
②ケア一元化論	正義という規範もケアのうちに組み込む。ネル・ノディングズやマイケル・スロートの立場。
③ケアと正義の並存論	公には正義、家ではケアという現状維持の立場。
④ケアと正義の統合論 <sup>11</sup>	統合が課題となっていると考える立場で、その内実には哲学的議論の的になっている。

しかし岡野は、ケアの倫理を四つの分類のうちのいずれかに置き入れて理解することに対して懸念を表明している。そのような態度は、「フェミニズム理論においてケアの倫理が果たしてきた役割を見えなくしてしまうだけでなく、ケアをめぐる複雑で、フェミニストたちが紡ごうとしてきた葛藤、理論的にも実践的にも直面する葛藤をどのように社会的に捉えて

いくつか、ケアワークを担う人たちが抱える葛藤をどう言語化しているかという知的営為から、目をそらせる効果を持っている」<sup>12</sup> ためである。二つの倫理の関係を、同一平面のうちでどう棲み分けをするかといった仕方で表象することは、ギリガンの提起した問題をむしろ覆い隠してしまうというのである。

それに対し、岡野は、ゲシュタルト心理学における「多義図形の知覚における図と地の反転のように、道徳的パースペクティブである正義とケアは、相反するものでもないし、互いの鏡像であるわけでもない」<sup>13</sup> という仕方で捉えることを提唱する。二つの倫理は、ケアなき正義と正義なきケアといった対立関係にあるのではなく、「これらのパースペクティブは道徳判断の基礎的な要素である自己、他者、そして自己と他者の関係を構成する際の異なる仕方」<sup>14</sup> だと言うのである。そのため、正義に対してケアの視点を補足すればよいというわけではない。それぞれの立場は単純に相補い合うことのできるものではなく、そもそも正義とケアを捉える視点そのものに根本的な違いを有するものとして理解されねばならない。ギリガンは、その違いを次のように説明している。「正義のパースペクティブ」からケアを捉えた場合、ケアは正義を和らげる慈悲や個人的な関係において生じる特別な義務や代償的な義務を意味する。それは衡平さを考慮したり、許しを示したりすることを意味する。それに対し、「ケアのパースペクティブ」は、どのような対応がケアを構成し、どのような対応が暴力につながるかという問いを提起し、自分自身の条件が他者の条件とは異なる可能性があるという事実に向けられるため、その立場から見ると、正義は人々をその人自身の条件において尊重することとして理解すべきだということになる<sup>15</sup>。つまり、正義の倫理とケアの倫理の関係は同一平面で棲み分けを可能にするようなものではなく、根本的に異なったまなざし相互のねじれた関係として捉えねばならないというのである。岡野の指摘は、的確にして重要な提言だと思う。今私たちに求められているのは、このねじれをどのように解決すればよいかについて即断を下すことではなく、まずはケアの倫理からのインパクトを誠実に受け止めることではないだろうか。

では、ケアの倫理と徳倫理学の関係については、どう捉えたらよいのだろうか。塩野谷祐一は次のように述べている。

「第一に、ケアの観念は『正』の倫理に優越したり、取って代わったりするものではなく、『徳』の観念、したがって『卓越』の観念の一つのサブカテゴリーであると考えらるべきであろう。ケアは、倫理学の歴史において、さまざまな『徳』の類型の中で、他者への思いやりや同情や自己犠牲といった言葉で呼ばれてきた。それは人間本性の徳目として維持すべきものである。

第二に、ケアの観念は普遍的・抽象的な正義の観念と違って、日常的な文脈で具体的に理解することができる。特に、ケアの観念は他者との関係の中に道徳を見出すという意味で、道徳教育の題材として適切である。しかし、ケアの対象が狭い人間関係に限られているときには、道徳原理として未完成である。権利と義務とが同格化されるのと同じように、ケアの

倫理は、人間関係の匿名化と一般化を通じて正義の観念と同格化されなければならない」<sup>16</sup>。

塩野谷の発言には、正義の倫理のまなざしの方からケアの倫理を捉えようとする傾向が強く窺える。そのため、この発言は、ケアの倫理のまなざしの方から書き直す余地が多分にあると私には思われるが、ここではその問題には立ち入らず、塩野谷が暗示した、ケアの倫理を徳倫理学の一形態として捉える可能性について考察してみたい。

ケアの倫理と徳倫理学との関連をどう考えるべきだろうか。生活のなかで直面する具体的な倫理的問題の解決を模索するさいに、ケアのあり方に細心の注意を向けるようギリガンが要求していることの意味をまずはしっかり受け止め、そこからこの問題について考えてみることにしたい。例えば、妊娠中絶の是非を倫理的問題として捉える場合、正義の倫理の視点が主導的な従来の生命倫理学においては、胎児の生存権と妊婦の自己決定権をどう調停させたらよいかという視点で考えられることが多かった<sup>17</sup>。それは、人格をもった人間であれば誰もが等しく権利を有するという考えを基盤とした議論である。そのため個々人が置かれた立場や具体的な状況についての理解は捨象されたまま、これに当てはめれば自動的に答えが出てくるような普遍的な公式が求められてきた傾向は否定できない。しかし、ギリガンはこうした傾向に抗い、女性当事者の葛藤の内実に踏み込み、いかなる自己概念を形成できるかという視点からこの問題を論じようとしている。倫理的課題を合理的な意志決定の問題としてというより、責任主体としての自己の形成を阻むものに目を向け、どうすれば責任主体として行為できるようになるのかという、いわば能力形成の問題として捉えようとしている。この着想は、生命倫理学におけるインフォームドコンセントをめぐる議論の陰で、往々にして自律的主体の存在が暗黙の前提とされてしまいがちなことを思えば、きわめて重要な問題提起となるものである。こうした着想をていねいに育もうとしている点で、ケアの倫理は功利主義や義務倫理などより、遥かに徳倫理学に親和性があるということもできるだろう。

しかし、この2つの立場には着想上の大きな違いがあることも見逃すことはできない。徳倫理学が状況に対する適切な対応の卓越性という側面を強調するのに対し、ケアの倫理は政治的な力関係を注視しながら、相互依存的な人間同士の関係性のあり方に光を当てようとしているからである。

以上見てきたように、ギリガンの提案を倫理学への挑戦として受け止めようとするれば、その内実は多岐にわたるように思われる。社会的関係の基盤としてケアが不可欠なのにその重要性が十分に意識されていないこと、ケアを担うのは女性であることが当然視されている上に女性たちが公的な発言をすると強い非難が待ち構えていること、ケアとは他者に仕えるために自己を犠牲にすることであり、しかもそれが道徳的に正しいことだと誤解されがちであること、ケアを期待されているものが責任主体として自己を確立するには大きな困難が立ちしかかっており、その困難を乗り越えるためにも再び相互依存関係のあり方が考慮されねばならないことなど、多くの問題点を明らかにしたことをしっかりと記憶に留めておきたい。

### 3. ケアの可能性をめぐるギリガンのまなざし

では、以上のようなギリガンの議論は、「望ましいケアはいかにして可能か」という問いに対していかなる示唆を与えてくれるものであるか、これまでの考察を通して気づいたことを、社会におけるケアの位置づけと相互依存関係の積極的評価という二つの視点から箇条書き風にまとめ、本論を締め括りたいと思う。

#### 1) 現代社会におけるケアの位置づけに対する批判

①人間の発達において「分離と自立」が重視される一方、「愛着と依存」が未熟な状態だと評価され、具体的な状況における他者や自己の利害関心へのきめ細やかな配慮、つまり「ケア」が軽視されてきた。しかしケアはすべての人間の存在条件であり、社会において不可欠である。

②女性がケア役割を担うことが当たり前と見なされるとともに、ケアは自己犠牲を必要とする奉仕として理解されている。そのために女性は道徳的判断において自分のことをケアすることができなくなる。

③その結果、女性が責任主体として自己を確立することには独自の困難が生じ、責任から免れようとするという誘惑に負けることも少なくない。そのため、自立的に判断し行為できる主体の存在を前提として、議論を進めることはできない。自立的に判断できる主体の形成を支えるケアが倫理学の主題とされねばならない。

④社会においては、女性やケアを担う人たちのほんとうの声が聞き取られにくい。声を上げることにも困難があり、声を上げて黙殺されたり、弾圧されたりする恐れが大きい。押し殺されがちなケアの声を擁護するケアが求められる。

⑤政治権力は社会においてケアが不可欠でありながら、女性によるケアの社会的分担を当然のことと思込ませることによって、ケアを私的領域へと追いやっている。こうした公私二元論は乗り越えられねばならない。ケア労働は市場社会を支える広範囲な経済活動である。

#### 2) 人間の相互依存関係に対する積極的評価

①人間はみな傷つきやすさを抱えているため、他者によるケアによって守られる必要がある。そのため、依存はそこから脱出すべき未熟な段階であるとは決して言えない。

②人間は相互の愛着形成を通して成長する。そのため愛着の積極的な意義を再評価すべきである。しかしそれはパターンリズムの是認では決してない（ギリガンの議論は終始一貫して「家父長制」への異議申し立てであった）。責任主体としての自立を可能にする依存関係を新たに模索することが求められる。

③人生の危機は、退行への誘惑になると同時に、成長の機会ともなりうる。それを決めるものが何であるかを考察し、責任主体の形成過程について考察を深め、ケアを行うことがで

きる主体の形成に対する、教育を含めたケアの可能性が重要な課題となる。そのさい、いかなる自己概念を形成するかという視点がきわめて重要である。

④ケア実践には暴力が伴いがちである。暴力がケアのうちに巣食うのは、そこに圧倒的な力の非対称性が伴うからである。しかしケアを受ける者だけでなく、ケアする者もまた傷つきやすさを抱えている<sup>18</sup>。「ケアの倫理」は決して理想論を語っているわけではない。どうすれば暴力を食い止めるのか、そこにもケアの倫理の重要な関心が向けられている。

⑤誰もがケアを必要としている。ケアする人も例外ではない。ケア関係を二者関係としてのみ捉えることはできない。ケアを必要とする者のニーズに応じてケアすることができるためには、その二者関係自身が広範なケア関係によって支えられている必要がある。

ギリガンによるケアの倫理は、道徳性の発達についての新たな問題提起として提唱されたものであった。このことは、他の規範倫理学には見られない大きな特徴である。その特徴ゆえに、ケアの倫理は、社会における倫理規範の問い直しや社会システムの変革に向けた挑戦として展開されるようになっても、決して大上段に構えたスローガンに終始してしまうことはなかった。ケアの倫理は、むしろ私たち一人ひとりが、それぞれの持ち場で出会う具体的な葛藤に対し、他者からの呼びかけに応えながら適切に対処するには、自分自身がどのように形成されねばならないかといった自己への具体的な問いかけを内包している。そのためにケアの倫理は、いまなお新しいと言える。

## 注

<sup>1</sup> ギリガンからの引用に際しては、川本隆史・山辺恵理子・米則子訳『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』（風行社、2022年）を用い、本文中にそのページ数を記すとともに、その後に原文（Carol Gilligan, *In a Different Voice — Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1993）のページ数を記す。

<sup>2</sup> 「ケアの倫理」の主張とその意義、またギリガン以後の展開について知るには、以下の著書が有益である。川本隆史（1995）『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークへ』創文社；ネル・ノディングス（1997）『ケアリング——倫理と道徳の教育——女性の観点から』（立山善康・林泰成・清水重樹・宮崎宏志・新茂之訳）晃洋書房；品川哲彦（2007）『正義と境を接するもの——責任という原理とケアという原理』ナカニシヤ出版；エヴァ・フェダー・キテイ（2010）『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』（岡野八代・牟田和恵訳）白澤社；マイケル・スロート（2021）『ケアの倫理と共感』（早川正佑・松田一郎訳）勁草書房；岡野八代『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波書店、2024

- <sup>3</sup> ギリガンが聞き取ったインタビュー内容を振り返ってみると、対象となる女性の思考が紡ぎ出されてくるまで粘り強く待ち続け、どこまでも聞き役に徹し、自身の評価を伝えることは極力控えるといった姿勢が伝わってくる。そのような姿勢は、ギリガンが既存の尺度でもって対象者を評価することよりも、対象者による思考の特徴を正確に理解し、そこから自身の評価尺度そのものを吟味し直すことを重要な課題と考えていた証拠と見なすこともできよう。なお、そのような姿勢で聞いてもらえたことが、対象者が自己理解を成熟させる上で大いに寄与したということも十分に想像できる。
- <sup>4</sup> キャロル・ギリガン (2023) 『抵抗への参加——フェミニストのケアの倫理』(小西真理子・田中壮泰・小田切健太郎訳) 晃洋書房, p.23
- <sup>5</sup> 同上, p.27
- <sup>6</sup> 同上, p.28
- <sup>7</sup> 「正義の二原理」の表記については、以下の翻訳に依拠した。ジョン・ロールズ (2010) 『正義論 改訂版』(川本隆史・福岡聡・神島裕子訳), 紀伊國屋書店, p.84
- <sup>8</sup> アンスコムの問題提起の意義について、確かな概観を与えてくれるものとして以下を参照されたい。土橋茂樹 (2022) 『振り向きざまのリアル——哲学・倫理学エッセイ集』知泉書館, pp.154-184。また以下の著作は、徳倫理学の現代的展開について、多くの示唆を与えてくれる。村松聡『つなわりの倫理学——相対主義と普遍主義を超えて』KADOKAWA, 2024年
- <sup>9</sup> 高山佳子は次のように述べている。「ギリガンは決して女性の道徳性を主張しているのではない。ギリガンが女性の声にケアの倫理を見出したのは、生活世界において関係性を生きる人間の体験の質を主題化したからであり、ケアの倫理は生活世界を生きる生活者の立場にたった正義の問題なのである」(高山佳子 (2014) 「ジェンダーの視点から見たギリガンのケアの倫理におけるパラダイムシフトの意義：生活世界を生きる人間の学としての倫理学に向けて」大阪大学大学院文学研究科臨床哲学研究室『臨床哲学』第15号, p.11)。私もこの解釈に賛同する。
- <sup>10</sup> 岡野八代 (2022) 「ケアの倫理の源流へ：軋轢／葛藤／抑圧のなかのケア (立教大学ジェンダーフォーラム 2022年度公開講演会)」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』第24号, p.10を参照されたい。
- <sup>11</sup> 例えば桑原直己は、日米の文化差に留意しながら、ギリガンによる3つの発達段階を、第1段階の「身勝手さ」というあからさまな甘えから、第2段階の「遠慮と気兼ね」という秘められた甘えへ、そして第3段階の他者を歪みなく理解し「筋を通した」形で人間関係を処理できる立場へ、という形で馴染みのある日本語に定着させることを試みた上で、第3段階に至ることによって、ケアの倫理は正義の倫理と統合されるという見解を示している。桑原直己『『正義の倫理』と『ケアの倫理』—C・ギリガン『もうひとつの声』の倫理的意味』(日本カトリック教育学会編『カトリック教育研究』第14号、



1997年, pp.33-42)を参照されたい。なお桑原は、自己と社会との関係についての見方が、自律した主体を基盤とする正義の倫理と相互依存性を重視するケアの倫理では際立った対照を示すことを指摘し、ケアの倫理は共同体論者(communitarians)の提起する愛や絆の概念と親和性を持つことを論じている。ただしこれに対しては、岡野八代から以下のような疑念も表明されている。「コミュニタリアンが文化的、伝統的、そして歴史的に構築されてきた利他主義を女性たちに押しつけたうえで共同体を維持してきたことから、フェミニストたちはコミュニタリアンとは一線を画す」(上掲『ケアの倫理』, p.221)。両者の関係については、詳細な分析が求められるところである。

<sup>12</sup> 同上, p.11

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 同上, pp.17f.

<sup>15</sup> そうした視点からの正義論として、以下を参照されたい。アイリス・マリオン・ヤング(2022)『正義への責任』(岡野八代・池田直子訳)岩波書店

<sup>16</sup> 塩野谷祐一(2009)「道徳発達段階論と道徳教育」、『家計経済研究』83, pp.88f.

<sup>17</sup> 議論の詳細については、以下を参照されたい。江口聡編・監訳(2011)『妊娠中絶の生命倫理—哲学者たちは何を議論したか』, 勁草書房。なお、生命倫理学が「胎児の生存権」や「女性の自己決定権」を尊重すべき価値として称揚した点には重大な意義があると私は考えている。しかし生命倫理学の流れの中では、ともすると、この二つの権利は対立しあうものと見做された上で、それぞれの権利が承認されるための条件を(例えば人格要件を追求するといった仕方)で)厳格に定めようとする傾向が顕著に窺われる。それに対し、ケアの倫理はむしろ、胎児の生存権と妊婦の自己決定権のそれぞれを擁護する必要があるものとして捉え、両者を相互に結び合わせて論じる視座を確立しようとしたと言えるのではないだろうか。岡野八代は、「中絶ケアの問題として枠づけ直してみれば、中絶をめぐるディレンマも異なって見えてくる。[中略]『胎児』対『妊娠した女性』といった相対立する二者択一をめぐる難問とは異なる形をとる。なぜならば、中絶問題に直面した女性は、いずれにせよ何らかの行動をとらざるをえず、つまり、胎児とのつながりを維持するか、断ち切るかのいずれかを必ず選択しなければならず、いずれの選択をしたにせよ、彼女と胎児を含めた、その他の者たちとの関係性のその後に影響を及ぼさざるをえないからである」(前掲『ケアの倫理』, p.182)と述べている。女性の自己決定の背景となっている自己理解の形成の内実はまだ踏み込んで議論がなされない限り、権利概念は当事者の手から離れて抽象化されてしまうのである。なお上掲『妊娠中絶の生命倫理』のなかには、徳倫理学者であるハーストハウスの論文「徳倫理と妊娠中絶」も収められている。そのなかで彼女は、中絶の問題を、二つの権利のうちどちらを優先させるかという二者択一の問題としてではなく、具体的な状況のなかで権利を正しく行使するにはどのような思慮が求められるかという問いとして捉え直している。ケアの倫理

と徳倫理学が多くの重要な点で関心を共有しあっていることが、ここからも確認できる。<sup>18</sup> 「傷つきやすさ」をどう理解するかは、倫理学の根本課題の一つである。マッキンタイアは次のように述べている。「私たちヒトは、多くの種類の苦しみに見舞われやすい (vulnerable) な存在であり、私たちのほとんどがときに深刻な病に苦しんでいる。私たちがそうした苦しみにいかに対処しうるかに関して、それは私たち次第であるといえる部分はほんのわずかしかない。[中略] 近代の道徳哲学はこれまで、個人の自律や、独力で選択を行う能力に非常に重きを置いてきたが、それは理解できることであり、同時に、正当なことでもあった。私はこう論じるであろう。『自立した合理的行為者の徳』が適切に発揮されるためには、それらは私が『承認された依存の徳』と名づけるものに伴われる必要がある」(アラスデア・マッキンタイア (2018) 『依存的な理性的動物』(高橋和哉訳), 法政大学出版局, pp.1ff.)。